

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において、科学技術特別委員会に付託された法律案は、内閣提出の特定放射光施設の共用の促進に関する法律案であり、これは全会一致をもって可決、成立した。また、本委員会付託の「ロシアによる日本海への放射性廃棄物投棄の全面禁止に関する請願」4件は採択され、内閣に送付すべきものと決した。

〔法律案の審査〕

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案は、日本原子力研究所及び理化学研究所によって、兵庫県において建設が進められている大型放射光施設に関し、これを利用して科学技術に関する試験研究を行う者の共用を促進することにより、科学技術振興のための基盤強化と国際交流の進展を図ろうとするものである。

その主な内容は、以下のとおりである。

- ① 内閣総理大臣は特定放射光施設の共用に関する基本方針を定めなければならない。
- ② 日本原子力研究所及び理化学研究所の業務に、共用施設を整備し、これを科学技術に関する試験研究を行う者の共用に供する等の業務を追加する。
- ③ 内閣総理大臣は、放射光利用研究促進機構を指定することができる。
- ④ 放射光利用研究促進機構は、追加された日本原子力研究所及び理化学研究所の業務の全部または一部を、供用業務として実施する。
- ⑤ 放射光利用研究促進機構は、供用業務の実施計画等の重要事項を審議する諮問委員会を設置する。
- ⑥ 国は、予算の範囲内において、放射光利用研究促進機構に対し、供用業務等に要する費用を交付できる。

本案は、委員会において、6月7日趣旨説明を聴取し、6月20日質疑、採決が行われた。質疑では、特定放射光施設の共用促進の意義、見込まれる放射光利用の成果、新設される放射光利用研究促進機構の組織と機能、特定放射光施

設の利用料金に関する考え方、特定放射光施設を共用する試験研究者の選定方法の考え方、国際研究交流推進の基本的考え方等が質された後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月7日、近江科学技術庁長官から所信を、井田科学技術庁長官官房長から平成6年度科学技術庁関係予算について説明聴取し、6月20日、科学技術行政の基本施策について質疑を行った。質疑の中では、平成6年度科学技術庁の重点施策、放射性廃棄物の海洋投棄の影響及び情報収集体制、地震予知に関連するプレートテクトニクス解明のための深海調査船の活用、我が国の原子力開発利用長期計画の改定に関する考え方、H-IIロケット打ち上げ計画等宇宙開発政策の問題等が取り上げられた。

また、委員派遣の報告が6月7日に行われた。10名の派遣委員は、3月14日及び15日の2日間、兵庫県西播磨テクノポリス、播磨科学公園都市内の大型放射光施設であるSPring-8の建設状況、兵庫県立先端科学技術支援センター及び住友電気工業株式会社播磨研究所を視察した。

なお、6月21日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度科学技術庁関係予算の審査を行い、平成6年度予算の重点項目、先端的科学技術以外の分野への予算配分の配慮、近年の若者の科学技術離れ対策、福祉分野への科学技術の応用・普及策、非核三原則の維持・発展策、プルトニウムによる核兵器製造の可能性等の質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年2月16日(水) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年3月4日(金) (第2回)

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年6月7日(金) (第3回)

科学技術振興のための基本施策に関する件について近江科学技術庁長官から所信を聴いた。

平成6年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について近江科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第4回）

科学技術振興のための基本施策に関する件について近江科学技術庁長官、政府委員、外務省、環境庁、文部省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について近江科学技術庁長官、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第34号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月21日（火）（第5回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（科学技術庁））について近江科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、厚生省、通商産業省及び外務省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第70号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（1件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※34	特定放射光施設の共用の促進に関する法律案	衆	6. 3. 22	6. 6. 6 (予)	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 20 科学技術	6. 6. 3 可決	6. 6. 7 可決	

(4) 成立議案の要旨

特定放射光施設の共用の促進に関する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、科学技術に関する試験研究を行う者による特定放射光施設の共用を促進するための措置を講ずることにより、科学技術に関する試験研究の基盤強化と国際交流の進展を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所により設置される、加速された電子または陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（放射光）を使用して科学技術に関する試験研究を行うための施設であって、総理府令で定めるものとする。

「共用施設」とは、特定放射光施設のうち試験研究を行う者の共用に供される部分とする。

「専用施設」とは、日本原子力研究所及び理化学研究所以外の者により設置され、特定放射光施設に係る放射光を使用して試験研究を行うためのものとする。

2 基本方針の策定

内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針を定めなければならない。

3 日本原子力研究所及び理化学研究所への業務追加

日本原子力研究所及び理化学研究所の業務に、共用施設の建設、維持管理及び共用に供すること並びに専用施設の設置者に対する放射光の提供等を追加する。

4 放射光利用研究促進機構の指定

内閣総理大臣は、特定放射光施設の共用の促進を図ることを目的として設立された民法第34条の規定による法人を、その申請により、全国を通じて一に限り、放射光利用研究促進機構として指定することができるものとする。

5 放射光利用研究促進機構による共用業務の実施

放射光利用研究促進機構が指定されたとき、日本原子力研究所及び理化学研究所は、追加業務（共用施設の建設、維持管理及び運転等を除く）の全部または一部を、供用業務として同機構に行わせるものとする。

6 放射光利用研究促進機構の業務

放射光利用研究促進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 供用業務

(2) 施設利用研究の実施に関する情報の提供、相談その他の援助（支援業務）

(3) 施設利用研究に係る内外の動向調査及び分析並びに啓発活動、試験研究、海外からの研究者の招へい

(4) 日本原子力研究所または理化学研究所の委託による共用施設の維持管理及び運転等

7 諮問委員会

放射光利用研究促進機構は、同機構の代表者の諮問に応じ、供用業務の実施計画の作成その他供用業務の実施に関する重要事項を審議する諮問委員会を置くものとする。

8 交付金

国は、予算の範囲内において、放射光利用研究促進機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部または一部に相当する金額を交付することができるものとする。

9 その他

放射光利用研究促進機構に係る業務規程の認可、事業計画、役員の選任及び解任、役員及び職員の公務員たる性質、報告及び検査、監督命令、指定の取消し及び罰則等所要の規定を定めるものとする。

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において環境特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち1件は第128回国会から継続）で、いずれも成立した。また、本委員会